注　記

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）を適用しております。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用しております。

・退職一時金に充当される運営費交付金　・・・費用進行基準
・プロジェクト研究等の一部に充当される運営費交付金・・・業務達成基準
・文部科学省が指定する「ミッション実現加速化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金　・・・文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準
・文部科学省の補正予算により措置される運営費交付金・・・文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～50年
構築物	７～60年
工具、器具及び備品	３～20年

なお、国から承継した固定資産については、見積耐用年数を用いております。また、受託研究等収入によって購入した固定資産については、当該研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第85）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

運営費交付金以外の財源で措置される退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に全額費用処理しております。

過去勤務費用は、発生した事業年度に全額費用処理しております。

運営費交付金により財源措置がなされる場合には、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．賞与引当金の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源が措置される場合には、賞与引当金は計上しておりません。

また、運営費交付金により財源が措置されない場合には、教職員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

５．徴収不能引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．収益及び費用の計上基準

⑴　附属病院の診療に係る収益

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。

当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

主として移動平均法を採用しております。ただし、附属病院における医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法により行うこととしております。

９．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権・債務は、期末日の直物為替相場に円換算し、換算差額は損益として処理しております。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

12．財務諸表の表示単位

財務諸表は円単位で表示しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（固定資産の減損会計）

１．減損を認識した固定資産

該当なし。